

リモートワークと内部統制

1. リモートワークが浸透しても見直されない内部統制

新型コロナウイルス感染症が長期化していることにより、リモートワークを導入し定着している企業も増えてきています。今後、感染症が収まったとしても、完全には以前の働き方には戻らず、リモートワークは実務の一部として常態化するでしょう。

このような働き方の変化やビジネスの変化に伴って、資料が紙から電子媒体に変わったり、より積極的にITツールが活用されたりするなどの業務フローの変化が生じていますが、こうした変化によってビジネスにおけるリスクも当然に変化していることを忘れてはなりません。変化したリスクに対応するため、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスである内部統制も、業務フローの変化に伴って見直しを行う必要があります。これを怠った場合、変化したリスクに対応できていない内部統制が漫然と遂行されるという無駄が生じるばかりか、いつリスクが顕在化してもおかしくないような状態で経営を続けていくこととなります。

しかし、日本公認会計士協会が行った企業へのアンケート（注1）によると、リモートワークが“常態化している”か、“常態化を予定・検討している”企業が全体の約**65%**に及ぶ一方で、リモートワークの導入に伴う内部統制の整備や運用の変更を“全くしていない”か、“あまりしていない”と回答した企業が全体の約**84%**を占める結果となりました。

興味深いことに、リモートワーク移行済の業務について、業務処理の停滞（70社）、情報漏洩のリスク（45社）、業務の正確性の低下（35社）、内部統制の形骸化（21社）等の**リスクを認識しているにもかかわらず**、内部統制の変更・見直しについての対応は後回しになっている、或いは内部統制の変更・見直しの必要性が十分に認識されていないという実態が浮き彫りとなっています。

2. 高まる不祥事リスク

実際に不祥事が発生した企業において、例外なく内部統制の不備が生じていることは、開示されている第三者委員会等の調査報告書を見れば明らかです。内部統制は、2008年頃にいわゆるJ-SOX対応として一定の対応を行ったはずですが、慢性的な管理人材不足、制度導入時に行った議論や共通理解の風化、内部統制の効果が実感できないことから見直しのコストを嫌い、業務や体制の変化に伴って発生するリスクへの対応が適切に実施されずにきてしまったことなどが、内部統制の不備の原因とされています。企業は不祥事によって、経済的損失だけではなく社会的信用や社員のモチベーションを大きく毀損するなどの甚大なダメージを負ってしまいます。このことを考えると、重大な問題が顕在化する前に、変化するリスクに応じた内部統制の適切な見直しを行うことのほうが、はるかに安上がりであることはご理解いただけると思います。

昨年からの急激なビジネス環境の変化やその対応としてのリモートワークの浸透など、今は従来に増して企業を取り巻く状況が大きく激しく変化しているわけですから、リスクに対応したあるべき内部統制と既存の内部統制とのギャップもこれまで以上に広がっていると捉えるべきでしょう。

（注1）IT委員会研究報告第56号「リモートワークに伴う業務プロセス・内部統制の変化への対応（提言）」
（2021年7月30日 日本公認会計士協会）

3. 内部統制の見直しは経営者の責任

環境変化によって業績に大きなダメージを受けている業界・企業にとっては、まずは業績回復が最優先事項ではあります。その一方で、この未曾有の危機に伴う劇的な環境変化とリモートワークの浸透は、いわゆるJ-SOXが導入された時以来の、内部統制を見直す絶好の機会とも言えます。急激な環境変化にさらされている現状において、既存の業務のやり方にこだわって変化を避け続けてしまえば、内部統制の不備による不祥事発生のリスクが高まるのみならず、生産性向上が果たせない、多様な働き方に対するニーズに応えられず優秀な人材から選ばれない、といった企業価値の毀損につながりかねないことを考えると、内部統制の見直しは経営者にとって身近な問題であるとうご理解いただけるのではないのでしょうか。

経営者の責任の観点からも、環境変化によるリスクを認識・評価すること、必要に応じてしっかりとリスクに対応した形で内部統制の見直し・再構築を行うことは、金融商品取引法におけるいわゆるJ-SOX対応の観点だけでなく、会社法において求められる「会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」として取り組むべきものでもあると捉えるべきでしょう。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／C DFP-B
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。